別紙2-1

自己評価表【共通評価】 (保育所版) (2021.4)

共通評価基準(45項目)

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- 1 理念・基本方針

((1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
	【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	а

<コメント>

理念、基本方針は、ホームページ、パンフレット、入園のしおりに記載されています。理念は、園が実施する保育の内容や特性を踏まえ、目指す方向、考え方を読み取ることができるものとなっており、職員会議において職員への周知が図られています。入園のしおり、重要事項説明書、パンフレットには理念や方針を図を用いてわかりやすく表記し、入園時に保護者に説明しています。理念を具体的なものとするため、5つの行動規範をかかげています。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

<コメント>

社会福祉事業全体の動向と地域の各種福祉計画の策定動向については、法人が具体的に把握しています。子どもの数・利用 者像等、潜在的利用者に関するデータ等について、法人は園が位置する地域での急な人口増加に伴う課題を把握しています。 法人は毎年、保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っています。細かい分析については今後の課題と なっています。

	第三者評価結果
【3】	b

<コメント>

毎月月例会を開いて、法人と園長が参加しています。月例会では経営環境や組織体制などに関する具体的な課題や問題点を 明らかにし、役員間で共有しています。月例会で把握した保育に関する内容については、職員会議において職員に周知し、課 題の解決・改善に向けて取り組んでいますが、経営課題の共有までには至っていません。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

ベコメント>

法人が作成した事業計画の中にある中期計画について、改善に向けた内容であることは読み取れますが、数値目標や具体的な成果の設定がないため、これらを設定するとともに、問題点の解決・改善に向けた具体的な内容にすることが望まれます。

	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

<コメント>

法人が作成した事業計画の中にある単年度計画は、中期計画に記載されている課題の一部について、これを改善するための 具体的な内容となっています。中期計画に挙げられた課題の中には、単年度の計画に落とし込まれていないものや、数値目標 が設定されていないものがあるため、今後の改善が期待されます。また園独自の事業計画がないため、作成が望まれます。

(2)	事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
[6]	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	С

事業計画の策定は、半年に1回、法人と園が実施状況について話し合って策定しています。今後は職員が計画の策定に参画することが望まれます。計画の全体的な見直しは、年度末に行っています。事業計画について職員会議で説明していますが、職員の理解が十分ではないところがあるため、計画自体をさらに具体的なものにし、一人ひとりの理解へつなげていくことが期待されます。

	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	С

<コメント>

事業計画について、今のところ保護者への説明は行っていません。今後、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者会等で説明し、周知することが望まれます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
[8]	I - 4 - (1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	а

<コメント>

保育の内容については、毎月行われる職員会議で評価を行い、必要に応じて見直しをして保育の質の向上をはかっています。月末および四半期毎に評価を行い、次の計画に反映しています。第三者評価の受審は今回が初めてです。

	第三者評価結果
I-4-(1)-② 【9】 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b

毎月開催している職員会議で評価結果に基づく課題を共有し、改善に向けて取り組んでいます。会議後は議事録にまとめ、 文書化しています。会議以外においても職員同士の話し合いを常に行い、職員間での課題の共有を図っています。園の評価と して保護者アンケートはありますが、園の自己評価が文書化されていません。今後、文書化し、評価を分析して改善計画をた てることが望まれます。

Ⅱ 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1)	管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
[10]	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b

ベコメント>

経営・管理に関する方針は法人が定め、園長が内容を理解し、日々取り組んでいます。園長は、自らの役割と責任について、方針を明確にし、職員会議で周知を図っています。有事の際は主任に権限委任をするよう定めています。今後、園だよりにおいて、園長の役割と責任について表明されることが望まれます。

	第三者評価結果
【11】	b

園長は、遵守すべき法令等の理解に努め、利害関係者との適正な関係を保持し、取り組みを行っています。職員に対して は、職員会議を通して周知を図っています。園長は、法人や横浜市が主催する研修に積極的に参加していますが、主に保育に 関する内容となっており、今後は法令遵守の観点での経営に関する研修への参加が望まれます。

(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
[12]	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	а

<コメント>

園長は、毎朝職員とミーティングを実施したり、実際に保育室を見回るなどして保育の質の現状を把握し、評価・分析を 行っています。改善したほうが良いことがあれば、職員に具体的に取り組みを明示し、指導力を発揮しています。職員会議を 毎月実施し、園長も参加して、保育の現状を職員全員で共有し、さらに保育の質の向上を図るための取り組みを実施していま す。園長は横浜市や外部の機関が実施する研修を職員に伝え、できるだけ参加するよう促しています。

		第三者評価結果
[13]	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b

<コメント>

労務・財務の分析は法人で行っています。人事については、常勤の面接、非常勤の面接・採用は園長が行っています。園長は各職員の事情を考慮して人員配置を行い、配置が決まったら職員に説明し、組織内に同様の意識を形成するよう努めています。今のところ、園長が経営の改善を意識した取り組みは行われていないため、今後、園長自らも活動に参加して組織内に体制を構築して活動していくことが望まれます。

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果	
	[14]	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	

<コメント>

福祉人材の確保と育成に関しては法人が計画を立てています。園には計画に基づいた人材が配置され、現場では園長を中心に人材の育成が実施されています。正職員については法人で採用を行い、福祉人材の確保をしています。園では風通しの良い職場作りに努めていますが、さらに定着に関する具体的な計画が望まれます。

		第三者評価結果
[15]	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

<コメント>

職員に配布される「スタッフポリシー」に、理念・基本方針にもとづいた期待する職員像が明記されています。等級制度が 定められていますが、自らの将来の姿を描くことができるようなキャリアパスとはなっていません。職員への周知についても 不十分なところがあります。また、処遇改善の必要性を評価・分析する取り組みも不十分です。勤務年数および、等級に応じ た「求められる能力」について、園長と職員が面接を行って成果や貢献度を評価しています。職員アンケートや面接で得られ た職員の意見を分析し、改善策を検討・実施しています。

(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果	
[16]	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	а	

ベコメント>

職員の就業状況や意向の把握は園長が責任者となって行っています。園長は職員の有給休暇の取得状況などを確認し、職員の就業状況を把握しています。シフトを組む際は、職員の希望を聞き、ワーク・ライフ・バランスに配慮した配置を心がけています。園長と職員との面談は年に2.3回実施していますが、その他にも気になることがあればいつでも相談するように声がけをしています。必要があれば、人員体制を変更するなどして、改善に取り組んでいます。法人は、職員の希望に基づく総合的な福利厚生をすることで、組織の魅力を高める取り組みを行っています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 Ⅱ-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

<コメント>

職員に配布される「スタッフポリシー」において、「期待する職員像」を明確にしています。園長と職員は、6月と3月に面談を行い、職員一人ひとりの目標について話し合っています。3月の面談では、園長は職員が達成できたことをまず話し、その後もう少し頑張ってほしいところを話すようにして、達成度を共有し次年度の目標につなげています。「個人記録記入シート」に目標が書かれていますが、期限は明確になっていません。

		第三者評価結果
[18]	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	р

ベコメント>

行動指針や職員に配布される「スタッフポリシー」に「期待する職員像」を明示しています。等級制度の中に職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示しています。等級に応じた教育・研修を実施していますが、年度ごとの研修計画の策定がなく、今後策定が望まれます。法人は、研修内容および計画を毎年見直しています。

	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b

<コメント>

園長は、面談や研修受講後の報告書を通じて、職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握しています。新任職員に対しては園長が中心となって0JTを実施しています。等級に応じて、職員ごとに研修の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されています。職員一人ひとりが希望する研修に参加できるよう、法人は交通費を負担したり、園長は保育の体制を変更するなどの配慮をしています。現在は、横浜市や外部の機関が実施する研修を主な研修としており、法人独自の職種別研修が行われていないため、今後実施することが望まれます。

(4)	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
[20	Ⅱ-2-(4)-① 】 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	С

<コメント>

コロナ禍の影響などもあり、今の所実習生の受入れには至っていません。法人の方針としては実習生を受け入れていく予定 があるため、今後、マニュアルの整備やプログラムの策定が望まれます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】	С

<コメント>

法人のホームページには、保育所の理念や基本方針、保育の内容が公開されていますが、事業計画、事業報告、予算、決算情報については公開されていません。苦情や相談の内容については、必要に応じて園内でのみ公表しています。第三者評価の受審は今回が初めてです。今後、園のパンフレットや園だより等を地域へ向けて配信し、園の存在意義や役割を明確にしていくことが望まれます。

	第三者評価結果
【22】	a

<コメント>

園の経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知しています。毎月、法人が取引等についての確認をしています。毎年、公認会計士による監査支援等を実施し、その指摘事項に基づいて、経営改善をしています。

4 地域との交流、地域貢献

((1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
	【23】 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	С

<コメント>

地域との関わり方に関しての考え方はまだまとまっていません。地域の行事についてもコロナ禍が落ち着き次第、体制を整えていく予定となっています。地域との交流には至っていませんが、散歩で近隣のお店の人やほかの園の園児に会ったときは、積極的に挨拶をしています。入口に病児保育室のパンフレットをおき、ニーズに応じて利用できるよう情報を提供しています。

	第三者評価結果
【24】 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	С

コロナ禍の影響などを考慮し、ボランティアの受入れには至っていません。法人の方針として受け入れていく予定があるため、今後、近隣の学校への働きかけやマニュアルの整備等が望まれます。

(2)	関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
[25]	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b

<コメント>

関係機関についてのリストを作成し、事務室に掲示して、職員間で情報を共有しています。コロナ禍以前は、幼保小連携会議、園長会があり、定期的に連絡をとって具体的な取り組みを行っていましたが、現在は中止となっています。虐待等が疑われる場合には、児童相談所などの関係機関と連携を図る体制を整えています。

(3)	地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果	
[26]	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	

〈コメント〉

今のところ、法人としても園としても地域の各種会合への参加には至っていません。相談事業は行っていませんが、入園希望者に対して応対をする中で、地域の福祉ニーズを把握しています。

	第三者評価結果
【27】	O

<コメント>

地域住民との連携や地域の福祉ニーズに基づく公的的な活動への取り組みなどが望まれます。また、育児相談や離乳食相談といった相談事業を実施したり、中期計画に記載があるような地域の子どもたちが楽しみながら外国人や英語と触れられる機会を作るなど、子育て支援事業の仕組みを確立し、園のノウハウを地域に還元していくことが期待されます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	а

<コメント>

保育方針に子どもの人権尊重を掲げ、年度始めの職員会議で「スタッフポリシー」の読み合わせをして子どもの人権尊重について確認し、年度末には職員が全国保育士会の「人権養護のためのセルフチェックリスト」を用いて自己点検しています。 園内研修で、具体的な事例をあげて話し合い、環境構成や人員配置を見直すなどしています。製作で子どもが好きな色を選択できるようにするなど、性差等固定概念にとらわれることなく子どもの気持ちを大切に保育しています。外国人スタッフを常時配置し、生活の中で子どもが様々な国や文化、考え方などがあることを理解し、お互いを認め合えるようにしています。パンフレットに園の考え方を掲載し、入園時に保護者に説明しています。

	第三者評価結果
[29] Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	С

ベコメント>

職員会議で具体的な事例をあげて、子どものプライバシーや羞恥心に配慮した関わりができるように話し合っています。おむつ替えは棚の陰の決められた場所で行う、着替えは外から見えない所でする、プールの際には外から見えないようにブルーシートをフェンスに張り日よけをつけて上からの視線も遮るなどの配慮をしています。また、子どもに裸で歩き回らないように分かりやすく説明するなど、年齢や発達に応じた説明をしたり、保護者に行事等の写真をSNSに掲載しないように伝えるなどしています。ただし、子どものプライバシーに関わる規程・マニュアル等は作成していないので、具体的な支援のマニュアルに子どものプライバシーや羞恥心への配慮を記載していくことが期待されます。

((2)	福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	第三者評価結果
	[30]	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	а

<コメント>

ホームページ、パンフレットに園の理念や方針、保育内容などを記載し、利用希望者等に情報提供しています。戸塚区のホームページに園の情報を掲載したり、区役所に園案内のパネル展示をしたりしています。利用希望者等の問い合わせには園長がいつでも対応し、見学は日程を調整し1日5~6人を目安に行っています。見学は園長がパンフレットと「戸塚3園合同入園説明会資料」を用いて説明し、コロナ禍のため外から園内を見てもらっています。入園説明会資料には園内の写真を掲載するほか、おむつや寝具、保護者会、行事の参加など質問が多い項目をQ&Aにまとめるなどしています。入園説明会資料は、毎年見直しています。

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	а

入園時には保護者に個別面接を実施し、入園のしおりと重要事項説明書を用いて説明して質問に答え、同意を得ています。 面接時には、布団やタオル、エプロンなどの実物を見せ、保育室の中を案内してどのように用いているかを説明するなど工夫 しています。

特に配慮が必要な保護者への説明については、ルールを定めるなどはしていませんが、面接時に保護者や子どもの状況を聞き取り、保護者の疑問や不安を丁寧に聞き取って相談にのるなど、保護者が安心して園生活を始められるよう対応しています。聞き取った内容は職員間で共有し、皆が同じ対応ができるような体制を作っています。

		第三者評価結果
[32]	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b

<コメント>

2歳児までの保育園で、卒園後は近くにある同じ法人の保育園に進む子どもが多いです。法人保育園に進む子どもについては、児童票と申し送り用紙を用い、口頭でも引継ぎをしています。幼稚園や他の園に進む子どもについては、引継ぎ文書等は作成していませんが、保護者から要望があれば個別に対応しています。卒園にあたっては、いつでも相談にのることを声掛けしています。園児数が増えるなど環境が大きく変化することもあり、卒園後も遊びに来たり、相談に来たりする親子が多くいます。

(3)	利用者満足の向上に努めている。	第三者評価結果
[33]	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	а

<コメント>

全職員で子どもの様子を観察し、子どもの表情や言葉、反応などから満足度を把握するように努めています。保護者に対しては、行事後に聞き取りをするほか、年度末には自己評価アンケートを実施し、意見を聞いています。年2回、懇談会を実施するとともに、年度始めの保護者会総会に園長、主任が出席し、意見交換しています。コロナ禍のため、書面での開催となっていますが、保護者役員に書面で意見を聞いています。把握した保護者の意見は、担当職員と対応について話し合って、職員会議等で共有し、改善に向けて取り組んでいます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
[34] Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	а

<コメント>

意見・苦情受付担当者は主任、意見・苦情解決責任者は園長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みを入園の しおりと重要事項説明書に掲載するとともに、玄関に掲示し、入園時に説明しています。年度末の保護者アンケートは匿名で 実施しています。保護者からの意見は記録し、職員間で共有しています。検討内容や対応策は保護者にフィードバックし、全 体に関わる内容についてはおたよりで公表しています。最近では、門の施錠についての意見を受けて安全面の見直しをした り、アンケート結果を基に懇談会だよりを発行したなどの事例があります。

	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b

<コメント>

入園のしおりに「お気づきのこと、不愉快なこと、改善したいことがあったら、お知らせください」と記載し、第三者委員の氏名と連絡先をしおりと掲示で紹介し、保護者が直接も申し立てることができるようにしています。外部の相談機関として、横浜市福祉調整委員会の窓口をしおりと掲示で紹介しています。連絡帳や送迎時の会話、懇談会など、保護者が意見や要望を申し立てられるような複数の方法を用意しています。保護者からの相談には、事務室を用い、施錠し見えないように目隠しをするなどの配慮をしています。意見箱については、今後設置していく予定です。

	第三者評価結果	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	

〈コメント〉

朝夕の送迎時には、職員はコミュニケーションを取って保護者の声を引き出し、相談にのっています。毎日の連絡帳でも相談に応じています。保護者から相談を受けた職員は、園長に報告し、対応について検討し、全職員で共有して同じ対応ができるようにしています。内容によっては、法人本部に連絡し、共有しています。検討に時間がかかる場合には途中経過を知らせるなど、迅速な対応に努めています。ただし、意見や要望、苦情の対応についてのマニュアルは作成されてなく、今後の課題となっています。

(5)	安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
	[37]	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b

<コメント>

リスクマネジメントの責任者は園長です。緊急対応マニュアル、事故防止マニュアルなどの危機管理に関するマニュアルを 作成し、職員会議で読み合わせをしています。毎日安全点検を行うほか、お散歩マップを作成して安全面での確認をするなど しています。事故や怪我は事故報告書、ヒヤリハット報告書に記録し、職員会議で共有し、再発防止に取り組んでいます。た だし、事故とヒヤリハットの区別が明確でなく、ヒヤリハット事例の収集も少なくなっています。ヒヤリハット収集の意義に ついて職員間で共有して、積極的に収集、分析していくことが期待されます。

	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行ってし	ຸ _{າຈ} ູ a

ベコメント>

感染症対策の責任者は園長で、園長、看護師が中心となって予防策を実施しています。感染症の予防と発生時の対応に関わる各種マニュアルがあり、事務室に設置するとともに、嘔吐処理などは園内各所に掲示し、園内研修もしています。マニュアルは年1回読み合わせをし、見直しています。また、ガイドラインの変更時など、必要に応じて随時見直しをしています。感染症の対応について園のしおりに掲載するとともに、保健だよりにも掲載し保護者に情報提供しています。新型コロナウイルス感染症対策としては、玄関での受け渡し、手洗い、消毒、換気の徹底、1日2回の検温、保護者、職員の健康チェックなどの対策を実施しています。

	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b

<コメント>

自衛消防団組織図、消防計画、災害時対応マニュアルがあり、災害時の対応体制が整備されています。職員の緊急連絡網を作成し、保護者にはメール配信と災害時伝言ダイヤル、掲示で連絡する体制を整え、テスト配信もしています。毎月、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、保護者の引き取り訓練も行っています。備蓄リストを作成し、2日分の備蓄をしています。地域と連携した避難訓練の実施は今後の課題となっています。また、保育を継続するための計画(BCP)についても、今後策定していく予定です。

2 福祉サービスの質の確保

(1)	提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
[40]	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b

<コメント>

標準的な実施方法は、全体的な計画や各種マニュアルで文書化されています。標準的な実施方法を周知徹底するため、職員は研修を受けています。年度末に保育所自己評価を行い、標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがあり、保育実践は画一的なものとなっていません。マニュアルによっては文書化されていないものや国や市が策定したガイドラインをそのまま取り入れ、園の状況と合っていないところがあります。プライバシー保護に関わる姿勢については文書化と研修が必要です。

	第三者評価結果
□ - 2 - (1) -② (41) 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b

毎月職員会議を開き、必要に応じて保育の標準的な実施方法の検証・見直しを実施しています。見直しにあたっては、職員や保護者の意見を反映する仕組みは整っていますが、年度の途中で変更することまではしていません。また、必要に応じて読み合わせや見直しをしていますが、定期的に見直しをする仕組みを整えていくことが期待されます。

(2)	適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
[42]	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b

<コメント>

園長が責任者となって、全体的な計画を作成しています。全体的な計画に基づいて、月案・週案・日案が作成されています。全園児、個別指導計画を作成しています。年に一度保護者アンケートを実施し、保護者のニーズを指導計画に反映しています。年度末に振り返りを行い、翌年度の指導計画を作成しています。支援が困難なケースがあれば、対応を検討し、適切な保育を提供する体制は整っています。今後は、さまざまな職種の関係職員が参加して、アセスメント等に関する協議が実施され、指導計画に反映されることが望まれます。

	第三者評価結果
【43】	b

<コメント>

園長と担任は、年度末に計画の振り返りを行い、保育・支援が十分ではない状況や、保育の質の向上に関わる課題等を明確 にしたうえで、職員や保護者の意見を反映して翌年度の指導計画を作成しています。指導計画を緊急に変更する必要がある場 合は、毎朝のミーティングや関係する職員による話し合いを通じて行っています。指導計画の見直しにあたっては、園長と担 任だけではなく、関係する職員が一緒に検討し、課題を共有していく仕組みを定めることが望まれます。

(3)	福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
[44]	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	а

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況は子どもごとの連絡帳や児童票に記載しています。担任だけでなく、他の職員も交代で記録するようにし、一人の子どもを多くの職員が見るきっかけを作っています。記録の際は、職員による書き方の差異が生じないよう、園長が指導しています。情報共有は職員会議で定期的に行っています。来年度から保育アプリを使って職員および保護者で情報を共有する予定で、現在、試行期間中です。

	第三者評価結果
	b

<コメント>

個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めています。園長が記録管理 の責任者となっています。職員は、入職時に研修を通して個人情報保護規程等を理解し、遵守しています。個人情報の取扱い について、入園時に重要事項説明書を使って保護者に説明しています。今後は、職員が毎年研修を受ける計画をたてて規程を 遵守していくことが望まれます。

別紙2-2

自己評価表【内容評価】(保育所版)(2021.4)

保育内容

,	A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
	A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

全体的な計画は、児童福祉法や児童の権利に関する条約、保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、理念や方針を基に作成されて います。計画には、年齢ごとの子どもの発達過程、ねらいと内容と配慮事項、健康支援、食育の推進、環境および衛生管理ならびに安全管理、災害への備え、子育て支援などの項目ごとの園の取り組みが記載されています。全体的な計画は、子どもや 保護者、地域の状況などを踏まえて園長が作成し、職員に周知しました。コロナ禍であることを考慮して職員間で話し合って 行事等を見直すなどしていますが、園の現状と合致していない点もあり、さらに園の特色をだしていきたいと考えています。

A-1-(2) 環境を通して行 う 保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
【A 2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

<コメント>

保育室に温・湿度計を設置し、エアコン、空気清浄機を用いて温・湿度の管理をしています。清掃チェック表を用いて、保育室やトイレの清掃をしていて、園内は清潔に保たれています。安全点検表を用いた点検も毎日行っています。コロナ禍のた

め、こまめに窓をあけて換気し、消毒も徹底しています。 製作など落ち着いた活動をするときには、他のクラスと散歩の時間をずらすなどの配慮をしています。保育士は、話をしっかりと聞くことで子どもの声が大きくなることがないよう配慮しています。ただし、ワンルームを仕切って用いていることもあり、子どもの声が大きくなると保育士の声も大きくなる場面も見られましたので、さらなる配慮が期待されます。

寝具のカバーは毎週保護者に洗濯してもらい、中身は定期的に陽に干し、汚れた時には丸洗いしています。0歳児は食事と睡 | 検索のカバーは時週体限日に加催してもらい、中ダは足効的に適に下し、われた時には丸流がしています。V蔵児は良事と睡眠の場所を分け、1・2歳児は掃除をしてから午睡の準備をしています。仕切りを用いてコーナーを設定したり、食事後には2歳児は廊下の絵本コーナーで過ごすなど環境作りを工夫していますが、一人ひとりの子どもが落ち着いて過ごせるようなさらなる工夫を課題ととらえています。

	第三者評価結果
【A3】 A-1-(2)-② -人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	а

(コメント>

職員会議で一人ひとりの子どもの発達状況について話し合って個別の目標を設定し、支援しています。

保育士は、子どもの言葉や表情、反応など子どもの小さな発信を見逃さないように努め、一つひとつ言語化して確かめるこ とで、子どもが自分の気持ちを表出できるように支援しています。子どもの声を聞き逃さないように努め、子どもの発見を一緒に楽しんだり、できたことを一緒に喜んだりと、共感しながら生活することで子どもとの信頼関係を築いています。保育士に自分の気持ちを受け止めてもらい、たくさん話しかけてもらって、子どもたちは少しずつ言葉で自分の気持ちを表現できるように育っています。言葉で自分の気持ちを表現できない子どもには、仕草や表情、短い言葉など個々に合わせた働きかけを しています。

子どもを注意する時にも、危険がない限りは制止するのではなく、傍で見守り、子どもが自分で気づき行動に移せるような 声掛けをするように努めています。気になる事例があったときには園長・主任が個別にアドバイスをしたり、職員会議などで 取り上げるなどし、よりよい関わりができるようにしています。

	第三者評価結果
$\begin{bmatrix} A-1-(2)-3 \\ -3 \end{bmatrix}$ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	а

〈コメント〉

職員会議で、子ども一人ひとりの発達状況について共有し、同じ対応ができるようにしています。 保育室は、子どもの生活の動線に合わせて環境構成されていて、毎日同じ日課を過ごす中で子どもが生活の流れを理解し、 基本的生活習慣を身につけられるようにしています。個別のマークを決めて自分の物を見分けることから始め、帽子や靴下を 脱ぐ、脱いだ物をしまう、ズボンをはくなど少しずつ段階的に進めていき、無理なく習得できるようにしています。保育士 は、子どもの自分でやりたいという気持ちを大切に見守り、声をかけたり、やりやすいように並べたりと個々に合わせた支援 をしています。子どもがやりたくないと言った時には強制することなく、担当を変えたり、違う方法で誘ったりと工夫してい ます。

トイレットトレーニングや離乳食の進め方などは、子どもの様子を見ながら保護者に声をかけて意向を確認しながら行うな 、子どもや家庭の状況に合わせて柔軟に対応しています。午前眠くなる子どもには午前睡の時間を設けるなど、個々の生活 リズムも尊重しています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

子どもの意見を聞いて散歩の行き先や読み聞かせの絵本を決めるなど、子どもが自分で考え主体的に行動するための土台作りをしています。行事のテーマは、いくつかの候補をあげて子どもの反応を見て、子どもがやりたいという意欲を示したものを選んでいます。

自由遊びの時間には、子どもたちは好きな遊びを選び、友だちや保育士と自由に遊んでいます。保育士は、子どもの遊ぶ様子を見守り、遊び方のヒントを出したり、手本を見せて遊びに誘ったりしています。 雨でなければ毎日、近隣の散歩に出かけ、季節の自然に触れたり、公園で走り回ったりしています。保育室でも、マットや

雨でなければ毎日、近隣の散歩に出かけ、季節の自然に触れたり、公園で走り回ったりしています。保育室でも、マットやフラフープ、巧技台等を用いてサーキット遊びをするなどして身体を動かしています。散歩では、道の渡り方などの交通ルールを学んだり、地域の親子や地域住民、近隣保育園の保育士や子どもたちと挨拶を交わすなど、社会性を養っています。2歳児は園バスにのって出かける体験もしています。季節の製作のほか、絵の具遊びやダンス、歌など、年齢や発達に合わせた表現活動を取り入れています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

<コメント>

0歳児だけで過ごす時間を多く取り、のびのびと遊べるようにしています。仕切りを用いて遊びの場と食事の場を分け、マットを敷いてゴロゴロできるようにするなど、子どもが落ち着いて過ごせるように環境構成しています。 保育士は、子どもの目線に合わせ、子どもの言葉や表情、喃語などに優しく答え、子どもと愛着関係を築くようにしていま

保育士は、子どもの目線に合わせ、子どもの言葉や表情、喃語などに優しく答え、子どもと愛着関係を築くようにしています。保育室には、低い棚に手先を使うおもちゃや手作りおもちゃなど子どもの成長発達にあわせたおもちゃが置かれ、よちよち歩いて活動できる場所と這い這いできる場所に仕切るなど子どもの成長発達に合わせた環境設定を工夫しています。月齢の差が大きなクラスですが、年度始めは、月齢や発達で2つのグループに分けて、子どもの発達や生活リズムに応じて食事や睡眠の時間を取れるようにしています。

保護者に対しては、24時間の生活を記載する連絡ノートを用いるとともに、口頭でも子どもの状況について密に情報交換しています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を 備し、保育の内容や方法に配慮している。	整 a

<コメント>

保育士は、一人ひとりの子どもが達成感を感じられるよう、子どものやりたいという気持ちを大切に支援しています。 保育室には、ままごとや電車、ブロック、絵本などのおもちゃが子どもの手の届く所に並べられていて、子どもが好きな遊びを選んで一人であるいは友だちと一緒に遊べるようになっています。子どものやりたいという気持ちを大切にし、必要に応じて、場所を調整してスペースを分けるなど工夫しています。保育士は、友だちとの関わりを見守り、もめ事の際には危険がないよう傍で見守り、必要に応じて間に入って双方の気持ちを受け止め、代弁するなどしています。鬼ごっこや相撲ごっこなど、ゲーム性のある遊びも取り入れ、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを味わえるようにしています。

0・1・2歳児が同じ空間を用いていることもあり、朝夕の合同保育や朝の会などで、日常的に異年齢の交流があります。一緒に生活する中で、1歳児が2歳児の真似をしたり、2歳児が0歳児の世話をしたりとお互いに育ち合っています。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当

<コメント>

非該当(3歳以上児の保育をしていないため)

	第三者評価結果
$\begin{bmatrix} A-1-(2)-8 \\ \hline で書のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。$	а

園は、バリアフリー構造となっていて、多目的トイレの設備もあります。 全園児に対して、クラスの計画と関連付けた発達状況を考慮した個別指導計画を作成し、個別の記録をつけています。全ク ラス複数担任となっていて、必要に応じて個別対応し、皆で一緒に活動できるように支援しています。保護者とは、園での様 子を伝えたり、地域療育センター等の個別面談の結果を聞くなど、密に情報交換しています。 障がいなどの外部研修に職員が参加し、職員会議や業務日誌で共有しています。

重要事項説明書に障がい児保育についての園の姿勢を記載し、入園時に口頭で保護者に説明しています。

	第三者評価結果
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b

〈コメント〉

子どもの在園時間を考慮し、家庭的でゆったりとした雰囲気の中で、保育を行えるように努めています。朝夕は合同で過ご していますが、子どもの疲れ具合や職員体制を見ながら、合同になる時間を調整しています。子どもの様子を見ながら仕切り を用いて広さを調整し、動と静の活動をバランス良く行えるようにしています。保育士が個別に関わったり、スキンシップを 多く取ることで、子どもの数が減っても寂しさを感じることがないようにしています。延長保育利用に際しては、希望により 夕食、夕おやつを提供しています。

選番の職員には、「生活チェック表・連絡事項」を用いて口頭でも伝達し、保護者に伝達したらサインすることで確実に保護者に伝わるようにしています。

全体的な計画や指導計画、デイリープログラム等には、長時間保育についての記載がないので、今後は計画に落とし込んで いくことが期待されます。

	第三者評価結果
A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮 している。	非該当

<コメント>

非該当(3歳以上児の保育をしていないため)

ŀ	A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
	[A12] A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b

くコメント>

園長・看護師が中心となって子どもの健康管理をしています。朝の受け入れ時には、保育士は子どもの健康状態を観察する とともに、保護者に口頭でも確認し、「健康チェック表」に記録しています。

入園時に子どもの既往症や予防注射の状況等の情報を児童票に保護者に記載してもらい、入園後は保護者が「健康記録カー ド」に記載したものを確認し、児童票に転記しています。子どもの健康状態についての情報は職員会議で共有しています。怪 我の処置や嘔吐処理の園内研修を実施しています。

入園のしおりに子どもの健康管理についての方針を記載するとともに、毎月の保健だよりを発行し、保護者に情報提供して います。SIDS(乳幼児突然死症候群)のブレスチェックの手順を園内に掲示し、0歳児は5分、1・2歳児は10分おきにチェックし、記録しています。保護者には、入園時に説明するとともに、保健だよりでも情報提供しています。 子どもの健康管理についてのマニュアルの作成は今後の課題となっています。

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b

年に2回の内科健診と歯科健診、毎月の身体計測を実施し、結果を児童票の健康記録に記載し、職員会議で共有しています。 保護者に対しては「健康記録カード」を用いて伝えています。保健計画を作成し、手洗いや歯磨き、汗の始末、咳エチケット、鼻水の処理などの保健指導を、子どもの年齢に合わせて行っています。

ただし、健康診断、歯科健診の結果を保育に反映するまでには至っていません。

	第三者評価結果
A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b

<コメント>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に園としてのアレルギー対応マニュアルを作成して職員に配付し、読み合わせをしています。アレルギーや、肘内障、熱性けいれんの子どものリストを作成し、職員間で共有しています。食物アレルギーについての研修は、今後の課題となっています。

レルギーについての研修は、今後の課題となっています。 アレルギーのある子どもに対しては、医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、保護者、担任、栄養士、園長が面談をし、食事の提供の仕方を確認しています。解除時にも診断書を提出してもらっています。保護者には毎月献立表をチェックしてもらっています。除去食の提供にあたっては、色の違うトレイ、食器を用い、食札を用い、アレルギー児献立表を用いて職員間で確認し、サインしています。提供時には職員が傍につき、誤食を防いでいます。園では、皆が同じ食事を楽しめるよう、給食で卵は用いないようにしています。

保護者に対しては、入園のしおりに園の方針を記載し、入園時に説明しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	а

<コメント>

食育計画を作成し、子どもが楽しく食べる工夫をしています。椅子にマークをつけ、自分の場所を認識し落ち着いて食べられるようにしています。コロナ禍以前は、保育士が一緒に食事を楽しみながら、マナーを伝えたり、食に興味を持てるような声かけをしていました。

保育士は、一人ひとりの食事量を把握して量を調整し、子どもが完食した達成感を感じられるようにしています。子どもが苦手な食材に関しては強制することなく量を減らし、一口でも食べてみるように声かけをしています。

食育として、トマトやキュウリ、オクラなどの夏野菜の栽培して収穫し、調理してもらって食べる経験をしています。また、野菜スタンプやトウモロコシの皮むき、グリーンピースのさやだしなども行い、子どもが様々な野菜に触れる体験ができるようにしています。

保護者に対しては、毎月給食だよりと献立表を配付するほか、その日の給食の写真掲示をしています。保育参観時に給食の試食をしてもらっていましたが、現在はコロナ禍のため中止しています。

	第三者評価結果
A-1-(4)-②【A16】 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	а

<コメント>

残食を記録するとともに、栄養士、各クラスの保育士、園長が参加する毎月の給食会議で子どもの喫食状況を把握し、献立・調理の工夫をしています。離乳食は、一人ひとりの子どもの状況にあわせて保護者と相談し、保護者に食材を試してもらってから段階を進めています。

献立は季節の食材や旬の野菜や果物を多く用いた季節感のあるものとなっています。子どもたちにはひじきご飯や枝豆ご飯、魚の味噌煮などの和食が人気です。ひな祭りにちらし寿司を自分で海苔を巻いて食べるなど季節の行事食は子どもが楽しめるような工夫をしています。栄養士は、子どもの食事の様子を見て回り、おかわりや残食、食の進み具合などを確認し、子どもに食が進むような声かけをするなどしています。

給食の衛生管理に関するマニュアルがあり、調理室の衛生管理を適切に行っています。

A-2 子育て支援

1	A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
	【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	а

<コメント>

全園児連絡ノートを用いるとともに、朝夕の送迎時には、クラス担任が保護者と会話し、子どもの様子について情報交換しています。毎月園だより、保健だより、給食だよりを発行するとともに年2回懇談会を実施し、保護者に園の取り組みを伝えています。

コロナ禍のため、保護者参加行事の実施が難しくなっていますが、運動会は小学校体育館で各家庭2名の保護者参加で実施したり、発表会を動画配信するなど工夫しています。コロナ禍で玄関での受け入れとなっているため、保護者が日常の保育の様子を見る機会がないことを受けて、オンラインでの保育参観を実施し、朝おやつや朝の会、英語など園内での子どもの様子を見てもらう機会を作りました。保護者の要望を受けて、行事の写真を民間の写真配信サービスを使って配信するなど、保護者が園の取り組みを理解できるよう取り組んでいます。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	а

<コメント>

朝夕の送迎時には、保護者とコミュニケーションを取って園での子どもの姿を伝え、保護者の声を引き出すように努めています。例年は全保護者を対象に年1・2回個人面談を実施していますが、今年度はコロナ禍のため希望制にしましたが、ほぼ全員が面談をしました。個人面談では事前にアンケートを取って保護者の悩み等を把握し、保護者の相談に適切に対応できるようにしています。

保護者から相談を受けた保育士は、園長・主任に報告し、内容によっては園長が同席するなど対応しています。相談内容は個人面談記録等に記載し、継続的に支援できるようにしています。保護者からの相談は発達や食事、子ども同士の関係など、子どもの成長発達に関わることが多くなっています。

	第三者評価結果
A-2-(2)-② 【A19】 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めてしる。	b

<コメント>

朝の受け入れ時には、保育士は子どもや保護者の様子を観察するとともに、子どもの身体の様子をチェックしています。気になる事例があったときには、園長に報告して全職員で共有し、皆で見守る体制を築いています。職員は、保護者に声をかけて子育てで困っていることなどを聞き取って相談にのり、安心して子育てができるように支援しています。今まで事例はありませんでしたが、虐待を発見した場合や虐待が疑われる場合には、戸塚区こども家庭支援課や横浜市南部児童相談所と連携する体制ができています。

横浜市虐待防止ガイドラインをマニュアルとして援用し、毎年「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて自己点検しています。現在人権マニュアルを作成中で、来年度からは毎年マニュアルを用いて、虐待などについての園内研修を実施していく予定です。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に 努めている。	b

<コメント>

指導計画や日誌には、自己評価の欄が設けられていて、日々の保育を振り返られるようになっています。日々の振り返りは 担当保育士が記載し、気づきや課題は毎月の職員会議で取り上げて、話し合っています。保育士は、一人ひとりの子どもの育 ちを大切に保育をしていて、自己評価もその視点に沿って行われています。また、全職員が法人の人事考課のためのシートと 「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて自己評価をしています。園の自己評価は年度末の保護者アンケートを基 に実施し、結果を職員会議で話し合い、改善に向けて話し合っています。 園では、職員個々の振り返りをもとに話し合っていますが、保育実践の園としての自己評価を深めるまでには至ってなく、

- 園では、職員個々の振り返りをもとに話し合っていますが、保育実践の園としての自己評価を深めるまでには至ってなく、 課題ととらえています。